農業経営相談所事務手続

岡山県農林水産部農産課

制定　令和３年４月６日

　農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）に基づく農業経営者サポート事業及び農業経営法人化支援事業の実施については、要綱に定めるほか、この手続に定めるところによる。

１　目　　的

農村における高齢化の進展等から農業の担い手不足が深刻化する中、農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別経営支援の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進する。

２　事業内容

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構、以下「財団」という。）が岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）に「岡山県農業経営相談所（以下「相談所」という。）」を開設し、県、農業系団体、商工系団体等の機関・団体で構成する「岡山県農業経営相談所連携会議」の構成団体（以下「関係団体」という。）と連携し、担い手等の相談対応、経営診断、専門家派遣、巡回指導等により個別経営支援（以下「伴走型支援」という。）等を行う。

支援対象者は、岡山県内の農業又はその関連事業の経営改善を図る経営者（以下「農業経営者」という。新規就農者を含む。）、就農希望者、認定新規就農者及び雇用就農者（以下「農業経営者等」という。）とする。

３　相談窓口

（１）相談窓口の設置

　　　・岡山県農業経営相談所（岡山市東区竹原505三徳園内）

　　　（サテライト窓口）

　　　　・財団本部（岡山市中区古京町1丁目7番岡山県庁分庁舎4階）

　　　　・県民局農林水産事業部農業普及指導センター

（２）相談所での相談

相談所は、相談窓口に専門知識を有するコーディネーターを配置し、農業経営者等　から経営相談や就農相談を受け付け、相談者が重点指導農業者として伴走型支援が必　要と判断したときは、岡山県農林水産部農産課長（以下「農産課長」という。）及び農業普及指導センター（以下「普及センター」という。）等に別紙様式例第１号「相談カルテ」の１「相談者基本データ」により情報提供する。

　　　また、相談所は必要に応じて関係団体に情報提供する。

（３）経営相談事業

相談所は、農業経営者のライフサイクルに応じた様々な経営課題（農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大、人材確保、資金調達等）に対応するため経営相談会等を開催することができる。

 関係団体等が相談所と共催して次の経営相談会等を開催しようとするときは、開催の約２ヶ月前までに相談所へ開催内容を伝え、様式第１－１号により依頼する。

　　　ア　農業経営者を対象とした経営セミナー及び経営相談会の開催

　　　イ　重点指導農業者を対象とした経営研修会の開催

（４）就農相談事業

相談所は、就農希望者の円滑な就農を促進するため就農情報の収集及び提供、就農希望者に対する就農相談、就農相談会等を開催することができる。また、雇用就農希望者と農業法人等とのマッチング、雇用就農者の定着に向けた各種相談への対応を行うことができる。

関係団体等が相談所と共催して次の就農相談会等を開催しようとするときは、様式第１－２号により開催内容を相談所に依頼する。

　　　ア　就農情報の収集及び提供

（ア）就農先の選定等に必要な次の現地情報の収集等

ａ　農業技術習得、農地や住宅の斡旋・提供等の新規就農者の受入支援情報

ｂ　農地、施設、家屋、学校、病院等の生活関連施設に関する情報

ｃ　就農相談会、新規就農に関する行事等の新規就農の普及啓発に関する情報

（イ）雇用就農希望者及び雇用受入農業法人等が必要とする情報の収集等

（ウ）就農に関する情報の提供

　　　イ　就農希望者に対する就農相談、就農相談会の開催等

　　　ウ　雇用就農者に対する相談活動、研修会の開催等

４　重点指導農業者の決定

岡山県内において農業者等の経営改善を図るため、相談所は伴走型の経営支援を実践する重点指導農業者を決定する。

（１）対象者

農業経営者等（農業又はその関連事業の経営改善を図る経営者、新規就農者、認定新規就農者、就農希望者（実務研修実施予定者、１年以内の就農予定者）、雇用就農者）

（２）選定基準

　　・農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の経営課題の解決が見込めること

　　・経営状況の診断、経営戦略策定、専門家派遣等の伴走型支援により経営改善が期待できること

　　・就農及び就農定着が見込めること

（３）候補者の選定

　ア　関係団体等は、候補者に伴走型支援の概要を伝えるとともに、様式第２号により個人情報の取扱いについて同意を得て、伴走型支援に適当と思われる専門家を選定したうえで、毎月１５日までに様式第３号（様式第２号及び別紙様式例第１－１号を添付）により候補者を相談所に報告する。

　イ 相談所は、市町村、認定農業者連絡協議会等から将来の地域における中心経営体と　して育成すべき農業経営者の情報を収集し、様式第２号により個人情報の取扱いについて同意を得た上で候補者として選定する。

　ウ 相談所は、アで報告のあった候補者及び相談窓口、サテライト窓口等において経営相談又は就農相談を受け付けた農業経営者等（以下「相談者」という。）のうち、伴走型支援を通じて課題解決を図る必要があるとコーディネーターが認めるものについて、候補者として選定する。

（４）重点指導農業者の決定

相談所は、関係団体等で構成する「経営戦略会議」を開催し、重点指導農業者と派遣する専門家リーダー等を決定し、重点指導農業者に決定を通知し、選定した関係団体等及び県農産課等に決定を通知する。

５　専門家リーダーの派遣

（１）重点指導農業者について、候補者を選定した関係団体等は、専門家リーダーによる経営診断等の日程を調整し、FAXもしくはメールにより派遣日時、場所、同席する職員等を相談所に報告する。

（２）経営状況の診断、経営戦略の作成

派遣した専門家は、重点指導農業者からの聞き取り等により別紙様式例第１号「相談カルテ」に経営の概要、経営状況の診断、経営戦略等を書き込む。あるいは相談カルテに準じて別途作成する。

なお、専門家の派遣にあたっては、候補者を選定した関係団体等の関係者が付き添い、進行等を行う。

６　専門家支援チームの派遣

（１）専門家支援チームの編成

相談所は、経営戦略会議を開催して専門家の作成した相談カルテによる経営診断を踏まえ、経営戦略の実現に向けた伴走型支援を実践するため専門家支援チームの編成及び派遣を決定する。

　　　専門家は、次の専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者とする。

　　　ア　税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、　　　　弁理士、行政書士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士　等

　　　イ　経営コンサルタント（経営学修士取得）、農業経営アドバイザー、デザイナー、　　　　社員教育接遇マナー講師　等

　　　ウ　大学教授、農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者　　　　等

　　　ただし、災害派遣の場合の専門家は、別に被災農業者を個別に訪問して営農継続、　　営農再開に向けた相談活動を実施する者とする。

（２）専門家支援チームの派遣

　　　専門家支援チームは、経営戦略に応じた専門家によるユニット体制を構築し、伴走　　支援として経営分析、経営戦略の助言、フォローアップ等の取組を実施する。

　　　また、経営戦略の進行管理、実践状況等を勘案して、具体的な経営戦略見直し案を　　作成し、経営戦略会議へ提言する。

７　就農希望者の支援

就農希望者の円滑な就農及び雇用就農者の定着を促進するため、相談所は、県、市町村、関係団体等と連携するとともに、就農促進トータルサポート事業等の関係事業の取　組みと協力し、新規就農の定着を図る。

なお、５の専門家リーダーは４の（３）のアで報告した機関あるいは相談所とし、６　の専門家支援チームは普及センター、市町村、農業協同組合、地域組織、受入農家等及び専門家で状況にあったメンバーで構成する。

８　農業経営法人化支援事業

（１）事業内容

ア　交付対象者

 　　交付対象者は、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たした組織経営体とする。

　　　（ア）相談所による支援を受けて設立された農業経営を行う法人であること。

　　　（イ）構成員が複数の経営体であること。

　　　（ウ）次のいずれかに該当すること。

　　　　・複数の経営体により設立された法人であって、地域から農用地の利用権の設定等（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号に規定する利用権の設定等をいう。）を受けている又は地域から雇用していること。

　　　　・集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立され、又は今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれる法人であること。

　　　　・複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。

イ　助成金　　１取組当たり定額25万円

（２）手続き

ア　事業実施計画の提出等

（ア）相談所による経営相談、診断を踏まえて法人化が確実と見込まれる場合、市町村は、農業経営法人化支援事業（法人化）一覧表（別紙様式第７号）を作成し、様式第４号により市町村の区域を管轄する県民局農林水産事業部に事業実施年度の1月20日までに提出する。

（イ）県民局農林水産事業部は、別紙様式第７号を取りまとめ、事業実施年度の１月末までに農産課を経由して相談所に提出する。

（ウ）相談所は、（ア）により提出された事業実施計画がこの事業の目的、事業の内容等に照らして適当であると認められる場合には、要綱に規定された別紙様式第１号により実施計画を作成（変更）し、要綱の別紙様式第３号により知事に承認の申請を行う。

（エ）知事は、要綱の別紙様式４号により、地方農政局長等へ承認の申請を行う。

（オ）知事は、中国四国農政局長から計画の内容が適当と認められる旨の通知を受けた時は、速やかに相談所に承認した旨の通知を行う。

　イ　交付手続き

（ア）交付対象者は、様式第５号による農業経営法人化支援事業補助金交付申請書を作成し、以下の書類を添付し、事業実施年度の２月10日までに市町村に提出する。

・登記事項証明書

・集落営農法人以外は、上記に加え、地域からの農地の利用権設定等や雇用が分かる資料（農地台帳、雇用契約書の写し等）

・農業経営法人化支援事業助成金請求書

・別紙様式第７号

（イ）市町村は、（ア）により交付対象者から提出のあった申請書及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が（１）のアの要件を満たす場合には、様式第６号により事業実施年度の２月20日までに県民局農林水産事業部に提出する。

（ウ）県民局農林水産事業部は、（イ）により提出された申請書を取りまとめ、２月末までに農産課を経由して、相談所に提出する。